

開 議

○大沼 久議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席通告議員はございません。

よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

本日の会議は、配付しております議事日程第4号をもって進めます。

ここで、本日の会議の運営について議会運営委員会の報告を求めます。

鈴木武次議会運営委員長。

(鈴木武次議会運営委員長登壇)

○鈴木武次議会運営委員長 おはようございます。

本日の本会議運営について、先ほど議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

初めに、12月5日の本会議において各委員会に付託されました議案等の審査の結果ではありますが、各常任委員長、予算特別委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行うことといたします。

なお、請願第13号に賛成1名の討論の通告がなされております。

次に、本日追加されます議案について申し上げます。

追加議案は、議事日程第4号のとおり、諮問1件、議会案7件であります。

追加議案の審査の方法につきましては、付託議案の表決終了後に議長より委員会付託を省略し全員による審査を諮っていただき、決定後、提案説明、質疑、討論、表決の順でご審査くださるようお願いいたします。

なお、人事案件については、申し合わせにのっとり、提案説明後、質疑と討論を省略し、直ちに表決することといたします。

全議案の審査終了後、議長よりあいさつを受けて定例会を閉会することといたします。

以上、本日の本会議の運営につきまして、議会運営委員会において協議、決定いたしましたので、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。報告といたします。

○大沼 久議長 お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第4号をもって進めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

日程第1 議案第75号 交通事故に係る損害賠償の額の決定について外18件

○大沼 久議長 日程第1、議案第75号 交通事故に係る損害賠償の額の決定についてから日程第19、議案第88号 平成17年度長井市水道事業会計補正予算第1号までの以上19件を一括議題といたします。

総務・文教常任委員会審査報告

○大沼 久議長 初めに、総務・文教常任委員会の審査の報告を求めます。

安部隆委員長。

(安部隆総務・文教常任委員長登壇)

○安部 隆総務・文教常任委員長 おはようございます。

それでは、平成17年第6回市議会定例会にお

いて、総務・文教常任委員会に付託になりました議案4件、請願1件の以上5件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月13日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

なお、議案第75号につきましては、事実関係を再確認するため、12月20日に参考人としてJ A共済の担当者と公用車の運転手の出席を求め審査をいたしたところであります。

それでは初めに、議案第75号 交通事故に係る損害賠償の額の決定について申し上げます。

本案は、交通事故に係る損害賠償額を決定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により提案されたものであります。

審査に当たり、企画調整課長より、平成16年8月17日午後1時50分ごろ公用車を運転中、長井市平山地区内に発生した交通事故に起因する損害賠償として、損害賠償請求者である平井スイさんに対し126万1,547円を支払うものであるとの説明を受けたところであります。

審査に入り、委員からは、事故の翌日に公立置賜総合病院に行っているが、なぜすぐに行かなかったのか。診察の結果はどうだったのかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、事故当日訪問したときは擦過傷程度なので大丈夫ということであったが、その後、胸の痛みを訴えたため対応したとお聞きしている。レントゲンを撮ったが異常はなく、頭部打撲、前胸部打撲という診断であったとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、10月23日に転院しているが、請求者からの申し出があっただけでなかったのか、くのもと整形外科クリニックの診断結果はどうだったのかとの質疑があり、企画調整課長からは、転院は平井さん本人からの申し出と聞いている。診断は交通事故による胸骨骨折と聞

いているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、公立置賜総合病院とくのもと整形外科クリニックの診断が異なることについてJ A共済では疑問を持たなかったのかとの質疑がなされ、参考人からは、公立置賜総合病院の整形外科の診断書は前胸部打撲、2カ月後診断したときのくのもと整形外科クリニックでの診断は胸骨骨折と確かになっている。不全骨折の場合は小さい骨折であるため医者でも見逃しやすいと言われている。2週間ぐらいすると加骨形成がされ石灰化されるため、X線で見やすくなるため、レントゲンで骨折したことがわかったということもあると思われる。平井さんは公立置賜総合病院では1回しかレントゲンを撮っていないので、そのときはまだ加骨形成には至っていなかったのだと思われる。骨折の治療をしているわけでもないので何の不思議にも思わなかったとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、くのもと整形外科クリニックに転院してからは通院日数がふえているが、疑問は持たなかったのか。具体的にどんな治療を受けたのかとの質疑がなされ、参考人からは、胸骨骨折そのものは多分鎮静化し、治療の必要はなかったのだと思う。両大腿部打撲もあり、足のけがで通院しているものと理解していた。大きな病院と違い、個人の開業医であれば待ち時間がなく治療が受けられるので、通院が多くなると理解している、通院の頻度は当たり前前と思っている、治療はレセプトを見ると温熱療法、電気をかけていたのではないかと聞いているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、平井さんはくのもと整形外科クリニックにことし4月30日まで通院されているが、完治されたのかとの質疑がなされ、参考人からは、5月7日に作成した診断書には「治癒」と記載されているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、J A 共済の人身障害特約とはどんな商品なのかとの質疑がなされ、参考人からは、事故を起こした自身に過失があった場合は補償されず、自己負担となるが、人身障害特約に加入していれば過失相殺に関係なく自分の共済から治療費や休業補償、治療費が支払われるという100%補償される共済保険であるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、公用車が自転車を避けるため対向車線で静止したところに衝突してきたと聞いているが、こういう状況で過失割合が3対7となるのかとの質疑がなされ、参考人からは、過失割合については民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準に基づいて判断される。狭い道路から優先道路に右折する自転車と4輪車が衝突した場合の基本割合は、自転車が4割、車が6割の責任となっている、それに修正要素というものがあり、自転車が65歳以上の老人であるため過失が10%減となるため、過失割合は3対7になるとの答弁を受けたところでありませう。

また、委員からは、この事故による損害賠償金額は約126万円であるが、このようなケースはよくあることなのかとの質疑がなされ、参考人からは、一般的な事案で被害者に全く過失がなければ診療費はこの2倍にもなり、300万円ぐらいの計算となる。相手方が老人でもあるので一般的なケースであると思うとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、事故当時、上司や警察には連絡したのかとの質疑がなされ、参考人からは、平井さん宅への訪問を上司に報告し、警察にも事故の届けを行っているとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは今回の事故については対応いかんによっては長引くこともなく、過失割合も7対3が6対4になった可能性も捨て切れないと思っている、事故に対するマニユア

ルが必要であると痛切に感じたところである。また行政としても日ごろから公用車の安全点検を怠ることなく、日常職員への安全運転の指導を行うなど、今後の万全な事故防止策を講ずるよう切に要望し、本案には賛成であるとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、事故処理に対する内部の対応に問題があったと感じている。今後このようなことを二度と繰り返さないためにも、問題を整理し、全庁挙げて公用車での事故防止策を検討し、万全な体制をつくっていただくことを要望し、本案には賛成であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第76号 長井市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の設定について申し上げます。

本案は、職員の任用、給与、勤務時間等の人事行政全般にわたる運営状況を市民に公表することにより、その公正性・透明性を確保するため提案されたものであります。

審査に当たり、総務課長より、本年4月1日の地方公務員法の一部改正に伴い人事行政の運営等の状況の公表が義務づけられたため、職員の任用、給与、勤務時間、その他の勤務条件等人事行政の運営状況を市報やホームページ等で公表し、開かれた人事行政を確保するものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、報告事項に福祉及び利益の保護の状況とあるが、どんな内容を公表するのかとの質疑がなされ、総務課長からは、山形縣市町村職員共済組合・互助会の事業内容や公務災害の状況等を公表したいと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、公表する内容が膨大であるので、市報だけで周知できるのか疑問を感じるが、どのような周知方法を考えているのかとの

質疑がなされ、総務課長からは、市報では4ページぐらいを割いてダイジェスト版で公表し、さらに市のホームページで丁寧に周知していきたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第77号 長井市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の設定について申し上げます。

本案は、地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、多様化する契約形態に機動的に対応できるよう長期継続契約を締結することができる契約を定めるため提案されたものであります。

審査に当たり、財政課長より、地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正により、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約を締結することができる契約の範囲が拡大されたため、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、当市における長期継続契約を締結することができる契約を定めるものである。長期継続契約の締結に当たっては、さらなる経費の削減や、より良質なサービスを提供する者と契約を締結する必要性にかんがみ、定期的に契約のあり方を見直す機会を確保し、適切な契約期間を設定する必要があることから、物品の賃貸借契約については5年、役務の提供を受ける契約については3年と履行期間の上限を定めるものであるとの説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第78号 長井市道照寺平コミュニティセンター条例の設定について申し上げます。

本案は、道照寺平スキー場に建設した長井市道照寺平コミュニティセンターを運営するに当たり、設置及び管理に関し必要な事項を定めるために提案されたものであります。

審査に当たり、企画調整課長から、道照寺平コミュニティセンターは、市民に野外活動の場、コミュニティ活動の場を提供し、市民の手による望ましい地域社会づくりの推進に資するため建設されたものであり、完成後は教育委員会が管理を行うことになる。使用料金については市内の類似施設を参考に、午前9時から午後5時まで1回当たり1団体500円、夜間利用も想定し、午後5時から翌日午前9時まで1回当たり1団体1,000円と設定したとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、施設が利用できるまでの管理はだれがするのかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、工事発注者は長井市であるので、工事が完了し引き渡しを受ければ当然市が所有し管理することになるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、今回条例化する目的はあくまでも建物を管理するためと理解してよいのか。進入路ののり面の崩壊により大変危険であるので絶対立ち入らないよう周知する必要があると思うが、どのような手だてを考えているのかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、スキー場をオープンしない限りは勝手に滑ることのないようにしなければならぬと思っている。現場に立て札を立てることしか現時点では考えていないので、周知方法等については検討させていただきたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、このセンターにはかつての売店みたいなものはないのか。当初の構想ではコミュニティセンターとヒュッテを建てる計画であったが、ヒュッテはどうなったのかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、当初はプレハブ2棟を建て、売店機能を持たせる計画であったが、県とも協議し再検討した結果、コミュニティセンターの中に簡易な売店機能を組み込んで一体的にサービス提供を行うよう1棟に

変更したものである。訂正の説明がおくれたこととおわび申し上げたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、シーズン中、トイレが不足すると思うが、仮設トイレ等の設置は考えていないのかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、トイレは女子用三つ、男子用四つ設置してあるが、現予算額では設置できないので、学校のスキー授業で利用する場合は順序立てて利用いただきたいと思っている、1学年150人の利用もあるので、学校や利用者の方々からご意見を伺い、対応を検討していきたいとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、この施設を管理するのに年間どれぐらい経費がかかるのかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、道照寺平スキー場の平成16年度決算が350万円である。新たに光熱水費が加算になるだけと考えているとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、スキー場がオープンできなくても、施設が完成すれば建物の維持管理は必ずしていかなければならないと思っているので、本案には賛成であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第80号 水力発電施設周辺地域交付金事業基金条例及び長井市道照寺平スキー場ヒュッテ・ロープ塔整備基金条例を廃止する条例の設定について申し上げます。

本案は、水力発電施設周辺地域交付金事業基金条例及び長井市道照寺平スキー場・ヒュッテロープ塔整備基金条例を廃止するため提案されたものであります。

審査に当たり、企画調整課長からは、基金を取り崩し、コミュニティセンターの建設とスキー場ロープ塔の整備等を行い、所定の目的を達したことから、二つの基金条例を廃止し、同時

に予算措置させていただくものである。基金利子も工事費に充当するため、条例の施行日を水力発電施設周辺地域交付金事業基金の定期預金満期日の平成18年3月27日と定めたとの説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第14号 定率減税の縮小・廃止に反対する請願について申し上げます。

本請願は、西置賜地区平和センター議長、佐藤清蔵氏より提出されたものであります。その趣旨とするところ並びに内容を申し上げます。

政府は景気回復を理由に定率減税の縮小・廃止を打ち出しているが、景気回復の兆しがあるとはいうものの、勤労者の賃金は依然として減少し、逆に税負担は強化され、加えて年金医療などの社会保険料負担も増大し続け、家計は新たな増税に耐えられるような実態ではありません。

税制は応能負担を原則とすべきであるが、日本の税制度は大企業や高額所得者の負担軽減措置が図られており、定率減税の縮小・廃止が実施されれば担税能力の高い者の負担が軽減され、担税能力の低い者の負担がさらに強化されることになるため、定率減税の縮小・廃止に反対する意見書を政府、関係機関に提出していただきたいというものであります。

審査に入り、委員からは、定率減税が廃止されると当市はどれくらい市税が増収となるのかとの質疑がなされ、税務課長からは、平成16年課税分の定率減税額は約9,400万円であるので、来年度減税率が半減になれば約4,700万円の市税増収となり、全廃となれば約9,400万円が増収となる見込みであるとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、定率減税の縮小・廃止の理由として景気回復を掲げているが、長井市においては政府が言うような景気回復の兆

しが見えない状況であり、願意は妥当であるので、本請願には賛成であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願は全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻、意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で総務・文教常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○大沼 久議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対しご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第75号 交通事故に係る損害賠償の額の決定についてから日程第6、請願第14号 定率減税の縮小・廃止に反対する請願までの以上6件について、討論の通告がありませんので討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第1、議案第75号 交通事故に係る損害賠償の額の決定についての1件について、総務・文教委員長の報告は原案可決であります。総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号は総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、議案第76号 長井市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の設定についての1件について、総務・文教委員長の報告は原案可決であります。総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号は総務・文教委員長報告

のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第77号 長井市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の設定についての1件について、総務・文教委員長の報告は原案可決であります。総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号は総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第78号 長井市道照寺平コミュニティセンター条例の設定についての1件について、総務・文教委員長の報告は原案可決であります。総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号は総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第80号 水力発電施設周辺地域交付金事業基金条例及び長井市道照寺平スキー場・ヒュッテロープ塔整備基金条例を廃止する条例の設定についての1件について、総務・文教委員長の報告は原案可決であります。総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号は総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、請願第14号 定率減税の縮小・廃止に反対する請願の1件について、総務・文教委員長の報告は採択であります。総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第14号は総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○大沼 久議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

佐々木謙二委員長。

(佐々木謙二厚生常任委員長登壇)

○佐々木謙二厚生常任委員長 平成17年第6回市議会定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案2件及び請願2件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月14日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者並びに紹介議員の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第74号 山形県市町村交通災害共済組合からの脱退及び財産処分について申し上げます。

本案は、山形県市町村交通災害共済組合からの脱退及び脱退に伴う財産処分について協議するため、地方自治法第290条の規定により提案されたものであります。

審査に際し、市民課長からは、長井市が山形県市町村交通災害共済組合に加入した昭和44年当時は、自動車の普及に伴って激増する交通事故が社会問題となる一方で、その救済制度が不足していた。しかし現在では民間の多種多様な保険や他の共済制度が普及充実し、年々本共済制度への長井市民の加入率は減少しており、本市が直接行う共済制度としての必要性が薄れたと考えられることなどの理由から、同組合から脱退するとともに、同組合の財産処分については同組合に帰属することについて議決を求める

ものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、民間の傷害保険において月額掛金でどの程度低いものがあるか調査した結果はあるかとの質疑がなされ、市民課長からは最も低いもので全労災の年当たり10口1,050円というものがあるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、加入団体が減っていくことに伴い、残った団体が規約を変えることによって2億1,000万円の基金を取り崩して給付を倍にすることが可能になるのではないかと質疑がなされ、市民課長からは、基金は給付の財源として使うと組合では申し立てているので、組合の規約を変えれば可能であると思うとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第79号 長井市霊園条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、条例及び規則の条項の適正化と徴収手数料の明文化を図るため提案されたものであります。

審査に際し、市民課長からは、手数料について規則で定めていたが、条例で定めることが適切と判断し提案するものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、これまでは規則の中で手数料400円を徴収してきたのかとの質疑がなされ、市民課長からは規則の中で徴収してきたとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第12号 児童手当の拡充に関する請願について申し上げます。

本請願は、西置賜地区平和センター議長、佐藤清蔵氏より提出されたものであります。その趣旨とするところ並びに内容を申し上げます。

内閣府は少子化社会対策に関する子育て女性